

宮古島市天然ガス資源利活用事業化（農業利用）実証委託業務
公募型企画提案募集要項

1. 概要

(1) 趣旨

平成 24 年度に沖縄県が主体となって城辺保良地区にて実施した「天然ガス資源活用促進に向けた調査事業」において、天然ガスや付随水（温泉水）等の未利用エネルギーが確認され、平成 29 年度は宮古島市天然ガス資源利活用実施計画書に基づく、天然ガス資源を用いた実証試験を実施した。

本業務は、以上の経緯を踏まえ、本市指定管理施設である海宝館及びその近隣地域において、試掘井（宮古 R-1）から産出される天然ガス資源を農業利用に特化した利活用の事業化に係る実証・調査を行うものである。

本企画提案募集は、民間の高度な専門知識や技術、ノウハウ等を活用した事業計画について、企画提案を広く募集し、本業務を推進するうえで最も適した事業者を選定するために実施するものである。

(2) 業務名

宮古島市天然ガス資源利活用事業化（農業利用）実証委託業務

(3) 仕様

【別紙 1】仕様書を参照すること。

(4) 提案上限額

¥41,590,800－（消費税を含む）

(5) 主なスケジュール

・企画提案公募開始	平成 30 年 5 月 17 日
・質問書受付締切	平成 30 年 5 月 22 日
・企画提案公募締切	平成 30 年 5 月 25 日
・参加資格審査結果通知	平成 30 年 5 月 30 日（審査後随時通知）
・プレゼンテーション	平成 30 年 6 月 5 日
・企画提案選定結果通知	平成 30 年 6 月 5 日（予定）
・契約締結	平成 30 年 6 月 6 日（予定）
・履行期限	平成 31 年 3 月 8 日（予定）

2. 参加資格

本件事業に応募することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす法人その他の団体（共同企業体を含む）とする。

(1) 沖縄県内に本店または支店・営業所等を有する事業者であること。

(2) 公募日より過去 5 年以内に同類業務の元請実績（業務完了）を有し、実施において本

業務の趣旨を十分に理解のうえ支障なく遂行できる者であること。

- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき、更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 税金を滞納していないこと。
- (6) 市長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡・調整等を円滑に行い、打合せ等に常時参加できる体制を取れる者であること。
- (8) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。この場合は以下のとおりとする。
 - 1) 共同企業体を代表する事業者が公募を行うこと。
 - 2) 共同企業体を構成する全ての事業者は、参加資格(3)～(6)の要件を満たす者であること。
 - 3) 共同体を構成する事業者のいずれかが参加資格(1)の要件を満たす者であること。
 - 4) 共同企業体の構成員が、他の共同体構成員として重複しないこと。
 - 5) 共同体の構成員が、単独企業として重複応募はしないこと。
 - 6) 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図るものとする。

3. 質疑応答

企画提案募集要項及び仕様書等の内容に質問がある場合は、「【様式 1】質問票」を提出すること。電話及び直接来庁による質問には応じない。

- ・提出期限：平成 30 年 5 月 22 日(火)午後 5 時 15 分
- ・提出方法：下記「13.連絡・提出先」宛に、メールにて提出し、担当者へ電話にて受信確認を行うこと。
- ・回答方法：質問者及び参加申込みのあった全参加事業者に対してメール又は文書により、質問の都度(原則翌日)、回答する。

4. 参加申込

上記「2 参加資格」を全て満たし、企画提案への参加を希望する事業者は、下記書類を提出すること。

- (1) 提出書類：
 - ① 企画提案参加申込書【様式 3】
 - ② 業務実績報告書【様式 4】
及び代表的な業務の契約書・仕様書の写し
 - ③ 企画提案書

- ④業務実施体制【様式 5】
- ⑤納税証明書
- ⑥登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- ⑦印鑑証明書

※各証明書は、いずれも発行後 3 ヶ月以内のものを提出すること。

※納税証明書は、国税(法人税・消費税及び地方消費税)、県税(法人事業税・法人県民税)、市税(法人分・代表者の個人分)を提出すること。

(2) 提出期限：平成 30 年 5 月 25 日(金) 午後 5 時 15 分必着【期限厳守】

(3) 提出方法：下記「13. 連絡・提出先」宛てに、持参又は郵送すること。郵送の場合は「企画提案参加申込書在中」と朱書のうえ、配達記録(簡易書留)郵便にて、提出期限内に必着とし、担当者へ電話にて到着確認を行うこと。それ以外の方法は認めない。

5. 企画提案書の作成及び提出方法

(1) 作成方法

1) 構成及び記載事項

- ①概要
- ②的確性
- ③発展性
- ④その他

2) 様式等

①形式

A4 判・片面印刷を基本とし、カラー・白黒・縦横は自由とする。

②枚数

企画提案書表紙【様式 8】を除き 10 頁以内とし、やむを得ず A3 判を使用する場合は横折込とする。但し、A3 判 1 枚につき A4 判 2 ページと換算する。

③編綴

企画提案書表紙【様式 8】を企画提案書に編綴すること。

3) その他

- ①文字サイズは 10 ポイント以上とすること。
- ②記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし専門知識を有しない者に配慮すること。
- ③専門用語・略語に関しては、初出の箇所にて定義・説明を記述すること。
- ④文章を補完する最小限度の写真・イラスト・イメージ図は使用しても構わない。

(2) 提出方法

- 1) 提出書類：①企画提案書表紙【様式 8】 正 1 部 副 9 部
②企画提案書【任意様式】 正 1 部 副 9 部
③見積書【任意様式】 正 1 部
- 2) 提出期限：平成 30 年 5 月 25 日（金）午後 5 時 15 分必着【期限厳守】
- 3) 提出方法：参加申込と同封とする。

6. 提案辞退

企画提案を辞退する場合は、企画提案参加辞退届【様式 7】を提出すること。

7. 企画提案の審査評価

(1) 審査評価手法

企画提案の審査評価は、宮古島市天然ガス資源利活用事業化（農業利用）実証委託業務に係る事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）にて審査評価を実施し、提案内容を公正かつ厳正に審査し、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。

(2) 審査評価の前提

提案見積額が提案上限額を超えている場合や、提案履行内容に合理性がなく著しく本業務仕様と離れている場合は、本企画提案の審査対象外とする。提案見積額は提案上限額の範囲内での提案であるかを確認するものであり、評価対象としない。

(3) プレゼンテーション

審査評価にあたり、提案事業者によるプレゼンテーションを実施する。実施にあたっては、下記に留意すること。

- ①企画提案の順番は企画提案書の提出順とする。
- ②1 事業者につき 20 分の持ち時間とする。提案内容説明 15 分、質疑 5 分。但し、提案者の数によっては変動することがある。その場合の詳細は別途通知する。
- ③出席者数は 1 事業者 3 名以内とし、実際に業務に携わる責任者が必ず出席すること。
- ④使用する機材等は全て提案事業者が用意すること。但し、プロジェクター・スクリーン・電源コードリールについては、本市で用意するものを使用して構わないが、事前に動作確認したい場合には連絡すること。

(4) 実施日等

- 1) 日時：平成 30 年 6 月 5 日（火）
午前 11 時 00 分（予定）～
- 2) 場所：沖縄県宮古島市平良字西里 186 番地
宮古島市役所 平良庁舎 3 階庁議室

(5) 評価基準

- ①概要：本業務の趣旨・目的を正しく理解しているか。
- ②的確性：実現できる可能性のあるものとなっているか。
- ③発展性：発展性が期待できるか。
- ④その他：その他本市にとって有益な提案があるか。

(6) 審査評価の対象と配点

①企画提案書

評価点は20点満点とする。

②プレゼンテーション

企画提案内容等の確認のため実施する。

8. 提案の無効

下記に一つでも該当する事業者の提案は無効とする。

- ①本企画提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- ②ひとつの事業者が複数申請したとき。
- ③書類等に虚偽の記載をしたとき。
- ④所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき。
- ⑤誤字・脱字等により極端に意思表示が不明確であるとき。
- ⑥本企画提案に関する資格・条件等に違反したとき。
- ⑦その他、審査評価に影響を及ぼすような不誠実な行為を行ったとき。

9. 優先交渉権者の選定

選定委員会の審査の結果、最も高い評価点を獲得した事業者を優先交渉権者とし、次点の者を次点交渉権者とする。但し、最も高い評価点を獲得した事業者が2以上ある場合は、選定委員会の中で再度協議を行い、この事業に最適な優先候補者を選定する。

10. 評価選定結果の通知

選定委員会の審査後、全提案事業者に対し1週間以内に文書にて通知する。なお、評価内容及び経過等については公表せず、審査に対する異議申し立ては受け付けない。

11. 契約交渉

優先交渉権者に選定された事業者は速やかに本市と契約交渉にあたり、提案内容・契約手法等の詳細について協議する。双方協議のうえで受託事業者として決定し、本業務委託契約を締結する。なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議に入るものとする。本業務の履行期間は契約締結翌日から平成31年3月8日(金)(予定)までとする。

12. その他

- ①本企画提案に係る全ての費用は提案事業者の負担とする。
- ②提出された全ての資料の所有権は本市にあるものとし、提出された資料の返却は行わない。
- ③企画提案書等を受理した後の提案事業者による加筆・修正等は原則認めない。
- ④本企画提案により知り得た本市独自の情報や個人情報等は適正に管理し情報の漏洩や不正使用を行ってはならない。

13. 連絡・提出先

郵便番号：906－8501

住 所：沖縄県宮古島市平良字西里 186 番地

住 所：宮古島市役所 企画政策部 エコアイランド推進課（4F）

担 当 者：平良亮

電 話：0980－73－0950（直通）

E-mail：ts.ecotown@city.miyakojima.lg.jp